

4 令和3年度地域包括支援センター事業実施方針及び事業計画案について

安城市地域包括支援センター事業実施方針（案）

（目的）

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、事業を円滑に実施できるよう、介護保険法第115条の4第1項の規定に基づき、センターの事業実施方針について定める。

（地域包括ケアシステムの構築の方針）

第2条 センターは、安城市（以下「市」という。）及び安城市内全ての各センター並びに関係諸機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境構築の実現のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に努める。

（地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針）

第3条 センターは、実態把握や関係機関からの情報を収集し、地域の特性を考慮した課題を把握し、当該センターの役割を明確にし、地域ごとに重点的な業務や取組みを市とセンターが協議して行い、地域が抱える課題の解決に努める。

（地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針）

第4条 センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議の開催や、各関係機関が開催する会議への参加等、あらゆる機会を通じて、これらの関係機関との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワーク構築に努める。

（介護予防に係るケアマネジメントの実施方針）

第5条 センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を実施する際には、指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場や趣味の活動、インフォーマルサービス等の活用を推進し、地域で自立した生活を送り続けるためのケアマネジメントの実施に努める。

2 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を委託した場合は、センターは台帳への記録及びその進行管理を行う。

（介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針）

【資料 4－1】

第6条 センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施に当たり、地域における介護支援専門員のネットワークを構築するとともに、介護支援専門員に対する日常的個別指導、相談への対応、事例検討会、交流会などにより地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行い、後方支援体制の確立に努める。

（地域ケア会議の運営方針）

第7条 センターは、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議（地域ケア個別会議・地域ケア地区会議）を主催し、運営する。

2 センターは、地域ケア個別会議を実施することにより、個別ケースの支援内容の検討による個別課題の解決を図るとともに、検討を通じて介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握に努める。

3 センターは、地域ケア地区会議を実施することにより、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整・役割分担を図り、必要な地域づくり・資源開発につなげる。

（市との連携、個人情報の取扱い方針）

第8条 センターは、その運営において常に市との連携を意識し、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有に努める。

2 市は、権利擁護業務等を委託した立場の責任者として、センターと連携してその活動を支援するとともに、行政責任において適切に権限を行使して、地域住民の保健福祉の促進を担う。

3 センターは、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るよう努める。また、関係法令（ガイドライン）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意するものとする。

4 地域ケア会議における個人情報の取り扱いに関しては前項と同様であり、会議の参加者全員が個人情報の取り扱いについて十分留意するよう周知を行う。

5 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言を行う。

（公正・中立性確保のための方針）

【資料 4－1】

第9条 センターは、包括的支援事業のみならず指定介護予防支援事業の実施にあたり、常に地域社会その他関係機関からの信頼を損なうことなく、利用者の選択の意思を尊重し特定の事業所に偏らないよう、公正・中立の立場を確保するよう努める。介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先を選定する場合においても同様である。

2 市は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮し、適切、公正かつ中立的なセンターの運営を確保するために介護保険・地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 協議会においてセンターが公正・中立性を確保し適正な運営を行っているかを評価するために、センターは定期的にその運営状況や事業内容について報告する。

4 センターは、協議会において、事業を実施するに当たり助言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止め、適正に事業を実施する。

（重点的に取り組むべき事項）

第10条 重点的に取り組むべき事項は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）地域包括ケアシステムの推進

高齢者を取り巻く課題を明確にし、必要な支援、サービスにつなげることが重要である。高齢者の課題を把握するために実態把握を行い、関係者と連絡をとって情報の集約に努める。また、支援が必要な高齢者については、個人情報保護に留意しながら、必要に応じて、医師など医療機関、ケアマネジャーなど介護サービス事業者、町内福祉委員会、民生委員等の関係機関、障害福祉関係機関等を招集して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の地域での在宅生活を支援する。

（2）虐待、処遇困難ケースなどの支援

虐待・処遇困難ケースについては、市と共同で相談・通報から問題解決に向けて継続的に支援し、必要に応じて保健・医療・福祉関係者など虐待対応協力機関と連携し、地域ケア個別会議等を開催する。

（3）介護予防と社会参加の促進

窓口での相談、ケアプランの作成、実施状況の把握・評価等を的確に行えるよう、センター職員の資質向上に取り組むとともに、対応の中で明らかとなる課題について地域ケア会議等に提示し、課題の解決方法について検討する。

【資料 4－1】

また、市の主催する自立支援サポート会議に主体的かつ積極的に参加し、自立型ケアマネジメント力の向上に努め、そこで学んだ事を実践できるよう、関係機関と連携を深める。

（４）医療と介護の連携促進

在宅での医療依存度の高い高齢者や認知症高齢者支援など、関係する医療機関との情報共有、学習会など顔の見える機会づくり、相談できる関係作りに取り組む。

（５）認知症高齢者への対応支援

増加する認知症高齢者の支援と予防啓発のために、相談体制の充実や医療機関の情報提供、高齢者や地域住民に向けた認知症の理解のための勉強会の開催など、関係機関と連携し機能を充実する。また、**スキルアップのため認知症地域支援推進員研修に参加する。**

令和３年度 安城市地域包括支援センター〈名称〉事業計画書（案）

1 運営方針

市の示す地域包括支援センター事業実施方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として安城市地域包括支援センター〈名称〉を設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

- (１) 地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- (２) 長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (３) 予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防ケアマネジメント

2 運営体制

- (１) 運営主体 別添４－３のとおり
- (２) 設置場所 別添４－３のとおり
- (３) 業務開始 別添４－３のとおり
- (４) 業務時間 別添４－３のとおり
- (５) 職員体制 別添４－３のとおり
- (６) 実施地域 別添４－３のとおり

3 地域の課題 別添４－３のとおり

4 重点目標 別添４－３のとおり

5 事業計画

(１) 総合相談支援

- ① 窓口相談 地域包括支援センターで随時受付
相談受付時間帯は別添４－３業務時間のとおり
- ② 電話相談 地域包括支援センターで随時対応
相談受付時間帯は別添４－３業務時間のとおり
- ③ 実態把握 訪問等必要に応じて随時実施

(２) 権利擁護、高齢者虐待防止業務

- ① 相談
- ② 関係者・関係機関との会議
- ③ 制度等の啓発

(３) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・介護支援専門員への支援

- ① 市内介護支援専門員との連絡調整、ケース検討
- ② 困難ケース等の相談、同行訪問
- ・ 日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進
 - ① 地域ケア個別会議の開催（必要に応じ随時開催）
 - ② 地域ケア地区会議、情報交換会等の開催（地域ケア地区会議は年2回以上開催）
 - ③ 地域ケア推進会議、保健福祉部会、自立支援サポート会議への参加
 - ④ 介護保険・地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケア協議会への参加
 - ⑤ 医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携
 - ⑥ 地域とのネットワークの構築
 - ⑦ 生活支援コーディネーターとの協働
- (4) 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援

要支援認定又は基本チェックリストの実施による判定に基づき、要支援者等に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。なお、ケアマネジメントは次の類型により実施する。

 - ① 予防給付によるケアマネジメント

要介護認定の結果が要支援となり、かつ、予防給付を利用する者を対象に、アセスメント、サービス担当者会議等を実施したうえで、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。
 - ② ケアマネジメントA

次に掲げる介護予防・生活支援サービスを利用する者（予防給付を利用する者を除く。）に対して、アセスメント、サービス担当者会議等を実施したうえで、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。

 - (ア) 介護予防訪問サービス事業
 - (イ) 生活支援訪問サービス事業
 - (ウ) 介護予防通所サービス事業
 - (エ) 生活支援通所サービス事業
 - (オ) 短期集中型介護予防サービス事業
 - ③ ケアマネジメントC

介護予防・生活支援サービス等を利用する者（予防給付を利用する者及び(4)②の対象者を除く。）に対して、利用者と相談しながら目標設定及び利用サービス等の選定を行う。また、ケアマネジメントの結果を利用者に説明等行い共有し、住民主体の支援等につなげる。
- (5) 認知症への支援業務
 - ① 認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との協力連携
 - ② 認知症予防・対応に関する相談支援
 - ③ 啓発活動
- (6) 介護予防、地域包括支援センターに関する啓発活動業務
 - ① 民生委員への啓発
 - ② 町内福祉委員会への啓発

令和３年度各地域包括支援センター運営体制及び重点目標(案)

		さとまち	中部	八千代	更生	松井	あんのん館	ひがしばた	小川の里
2 運 営 体 制	(1)運営主体	社会医療法人財団新和会	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	社会医療法人財団新和会	愛知県厚生農業協同組合連合会	医療法人 安祥会	社会福祉法人安祥福祉会	社会福祉法人紘寿福祉会	社会福祉法人愛知慈恵会
	(2)設置場所	安城市里町畑下62番地	安城市新田町新栄84番地1	安城市住吉町2丁目2番7号	安城市安城町東広畔28番地	安城市法連町8番地1	安城市福釜町矢場88番地	安城市東端町鴻ノ巣72番地2	安城市小川町三ツ塚1番地1
	(3)業務開始	平成28年2月1日	平成21年1月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成27年4月1日	平成29年4月1日	平成27年4月1日
	(4)業務時間	月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 第2・4・5土曜日 午前8時30分～午後1時(祝日・年末年始除く)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分	月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分	月曜日～土曜日 午前8時50分～午後5時40分
		祝日	営業	休み	休み	営業	営業	営業	営業
		年末年始の休み	12月31日～1月2日	12月29日～1月3日	12月29日～1月3日	12月30日～1月3日	12月30日～1月3日	12月31日～1月2日	12月31日～1月3日
	(5) 職 員 体 制	社会福祉士	1名	1名	1名(管理者兼務)	1名	1名(管理者兼務)	1名	1名
		主任ケアマネ	1名(管理者兼務)	1名(管理者兼務)	1名	2名(管理者兼務1名)	1名	1名(管理者兼務)	1名(管理者兼務)
		保健師又は看護師	1名(保健師)	1名(保健師) 1名(看護師)(予定)	1名(看護師)	1名(保健師)	1名(保健師)	1名(保健師)	1名(保健師)
		その他(プランナー)	4名(非常勤ケアマネ)	3名(非常勤社会福祉士、非常勤看護師2名)	3名(常勤社会福祉士1名、非常勤保健師1名、非常勤社会福祉士1名)	1名(ケアマネ) 1名(非常勤ケアマネ)	1名(非常勤ケアマネ) 1名(非常勤保健師) 1名(非常勤社会福祉士)	1名(常勤ケアマネ)	3名(常勤ケアマネ1名、非常勤ケアマネ2名)
	(6)実施地域	東山中学校区	安城北中学校区	篠目中学校区	安城南中学校区	安祥中学校区	安城西中学校区	明祥中学校区	桜井中学校区
3 地域の課題		・地域内において認知症について気軽に話せる環境にないため、家族が抱え込んだり隠したりすることになり、支援する側とのすれ違いが起きている。 ・地域の介護予防・フレイル予防に対しての認識が広く浸透していない。	・介護予防・自立支援への意欲を高め住民が主体的に取り組むための意識付けが必要である。 ・認知症になっても本人や家族が安心して生活できるような支援体制が必要である。	・今後の介護予防の更なる進展とともに、コロナ禍における介護予防が可能となる場や機会の創出が必要。 ・認知症の方にまつわる支援対応が増加している。認知症の方が安心して生活ができる地域の体制づくり(認知症を知り・認知症の方を見守り・認知症の方が集えるまちづくり)が必要。 ・貧困世帯、8050世帯、刑余者、社会的孤立状態にある高齢者等に対する支援体制の確立が急務となっている。生きづらさを抱える個人・世帯に対する伴走型支援が必要。	・コロナ禍において、地域住民の介護予防・フレイル予防の働きかけを専門職と協働・連携し、地域住民の意識が高まり、浸透するように啓発を行う必要がある。 ・認知症高齢者の増加に伴い、相談も増加している中、認知症の人ができる限り地域で安心して暮らしていけるように専門職だけではなく、地域の理解と支えていく地域づくりが必要である。	住民や専門職が十分に協働できていないため、認知症の対応や効果的な介護予防が提供できていない。	・コロナの影響で活動の場が制限されたことにより、活動量が減少し、フレイルになる高齢者が増えていると予想される。そのため、自宅で自主的にできるフレイル予防を考える必要がある。 ・地域住民の認知症に対する知識、意識が薄いため、継続的な啓発が必要。 ・地域住民の災害に関する意識が薄いため、啓発をする必要がある。	明祥地区の個別相談の約25%がフレイルに関する相談、20%が認知症に関する相談である。 ・介護予防の観点から個々の役割、地域の役割を持ち、運動習慣や人に触れ合う機会を持つ必要がある。 ・認知症に対する地域住民の理解を深め、支援に向けた啓発活動や取り組みを行う必要がある。	・コロナ禍において、町内活動の開催が出来ているところと出来ていないところがあり、外出の機会も減少していることから、一人ひとりの介護予防の習慣化を促していく必要がある。 ・令和2年度に住民に実施したアンケート結果では、「物忘れが増えた」「認知症が進行した」という回答が桜井地区は多かったことも踏まえ、今後増加すると予測される認知症への対応力を高める必要がある。

令和３年度各地域包括支援センター運営体制及び重点目標(案)

		さとまち	中部	八千代	更生	松井	あんのん館	ひがしばた	小川の里
4 重 点 目 標	重点目標(1)	フレイル予防の啓発と実践を行うために、生活支援コーディネーターや地域リハネット等と連携しフレイルチェックと指導を1カ所で年3回実施する。	生活支援コーディネーター、地域リハビリネットと協働し、地域に出向き健康チェック等を年3回以上実施し、介護予防・自立支援の関心が深められるようにする。	・多職種協働による集団型短期集中介護予防サービス(作野福祉センター、依佐美住宅)の開催(2回)。 ・多職種協働による介護予防が継続できる受け皿(筋uppingsクール)の継続と改善に向けた検討と実践。 ・密を回避した介護予防活動(屋外型、オンライン型)の開催(1回)。	地域住民向けに、サロン等の活動内容や介護予防・フレイル予防に関する内容の広報誌を作成し、地区の15町内会すべてに回覧することで介護予防・フレイル予防に対する意識を高める。	生活支援コーディネーターや地リハ活動者と連携して、地域の通いの場等で機能低下がみられる高齢者を早期に把握し、短期集中型介護予防サービスにつなぐ等して再び地域の集まりに復帰できるような介護予防の仕組みを作る。	自立支援や介護予防について、住民の意識を確認しながら、意識を高めるためにイレブンチェック等を活用し、町内会サロン等で年2回以上住民への啓発活動を実施する。	イレブンチェックを半年ごとに全戸配布し、閉じこもりがちな高齢者に介護予防の啓発を行う。また、通いの場に集う高齢者に対しても地域リハビリ、生活支援コーディネーターと連携し、年2回イレブンチェックと評価を行い、介護予防の意識の定着を図る。	年1回以上、町内サロン等へフレイル講話や介護予防について出向いて講座を行う。
	重点目標(2)	更に認知症に対する意識、理解を深めるために、これまで実施できていない地域や対象者に対して認知症サポーター養成講座を2回以上実施する。	認知症になっても本人、家族が安心して生活できる地域づくりに向けて認知症サポーター養成講座等を年1回以上行い、地域住民の認知症に対する理解を深められるようにする。	・二本木連合作野地区における認知症に関する地域ケア地区会議の開催(6回)。 ・コロナ禍における相談体制の構築(オンライン、メール相談)。 ・既存の集いの場や集団(サロンやボランティア等)による認知症の方を受け入れられる体制づくりの支援(1か所)。	サロンや体操教室の参加者が介護予防に対する意識が向上し、自主的に運動や生活改善が出来るように専門職が連携・協働する。また、機能低下者の早期発見が出来、集中的に機能回復が図れるよう支援する。	地域住民と医療・介護・福祉の専門職とのネットワークの強化を図るため、地域の方と専門職が交流できる場や会議を、2つ以上の町内会や、民生委員の担当地区を単位として実施する。	認知症の本人・家族が地域の中での居場所を増やせるよう、認知症カフェを生活支援コーディネーター・介護保険事業所と協働して毎月開催する。また、住民が認知症に関する正しい知識を持てるよう、各町内で勉強会を1回以上実施する。	ひとり暮らし高齢者130人に対して、短期集中事業を紹介し、実践していくことで閉じこもりがちな高齢者の早期発見と介護予防の啓発を行う。	年3回以上、地域リハビリテーション活動支援事業と連携し、町内サロン等にて運動検診と体操DVDを活用して介護予防の実践を促す。
	重点目標(3)	これまで十分な関係が築けていない地域の高齢者を抽出し、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯に対して継続的に情報発信(機関誌などの情報を郵送など)を行い相談しやすい関係を作る。	民生委員とケアマネジャーの交流会等を年1回以上行い、地域住民と専門職の連携を深め、認知症や介護予防等の地域課題への対応力向上を図る。	生活支援コーディネーターと連携した作野版相談(窓口)体制の構築。 ・地域ケア個別会議への参加(70%)。 ・福祉相談会の開催(1回)。	地域住民に対して、認知症に関係する勉強会・広報活動を行うことで認知症に対する理解を深めてもらう。	地域の認知症の対応ができる人材育成を目的に認知症サポーター養成講座を2回以上開催する(キャラバンメイトだけでなく市内の事業所や認サポステップアップ講座受講者、生活支援コーディネーターと協働)。	高齢者の災害に対する意識を高めるため、年2回地域で勉強会等を実施し、啓発をする。	引き続き認知症カフェを年6回程度開催することで地域への定着を図り、認知症への理解を深め介護者支援の充実を図る。出張認知症カフェを地区社協主催のハートフルセミナー時、年一回の予定で開催する。支援に結び付く関係づくりや啓発活動を進めていく。	年1回以上は住民向けに認知症サポーター養成講座や認知症高齢者検索・声掛け訓練等を実施し、動画(DVD、YouTube等)を活用しながら住民の認知症への理解を深める。
	重点目標(4)						毎月開催する気づいてネットで事例検討や研修を行い、ケアマネジャーが地域資源をより把握し、ケアプランで活用でき、自立支援に向けた援助が出来るよう支援する。	明祥地区では、5か年計画で毎年1町ずつ町内子ども会で認知症サポーター養成講座を行っているが、子ども会だけでなく、サロン等へ対象を広げ、認知症サポーター養成講座を1回/年以上行い、地域住民の認知症の理解を深める。	・月に1回以上包括内で自立支援検討を行い内容を生活支援コーディネーターと共有し、地域課題について検討を行う。 ・年に1回以上桜井地区で生活支援コーディネーターと包括で自立支援検討を行う。